

1 鎌倉市の主な取組みと成果及び課題

平成20年、鎌倉市健康福祉プランに取り込まれた地域福祉に関する行動計画を実現するため、学識経験者と地域福祉活動実践者で組織された「支え合う地域づくりプロジェクトチーム」は、5年、10年先を見越した地域福祉活動を展望して専門のコミュニティーウォーカーを配置した地域福祉支援室の設置を提言しました。

その後、平成21年度から市社協との協働事業により地域福祉支援室を開設し、地域住民が主体となつた福祉活動の支援を市社協の専任職員が行っています。

主な取組み（鎌倉市）	推進状況	今後の課題
地域福祉支援室事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動^{*1}や見守り活動^{*2}などの情報収集、提供 高齢者や子育てサロン、世代間交流等、地域福祉活動の情報収集、活動に関する相談を受けて、情報提供を実施 ・地域の課題解決への取組支援 地域福祉懇談会の開催支援や地区社協、地域住民、福祉事業者で構成された防災、減災にも繋がる地域づくり（地域福祉ネットワーク会議^{*3}）への参画、サロン活動実践者の集いの実施 ・福祉人材発掘と養成 高齢者サロン活動に興味がある方を対象にした初心者サロン講座の開催 	<p>地域住民が「地域のことは地域で考えていく」意識を持って自ら課題解決に向けて取り組めるような支援が必要です。</p> <p>見守り支え合う地域づくりのために、地域住民、専門機関等の重層的ネットワーク構築が必要。またネットワークの核となる拠点づくりとともに福祉人材の育成が急務です。</p>
社会福祉協議会支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法人運営への財政支援 事務局人件費の一部を補助 ・地域福祉推進事業への財政支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉教育の推進 ② ボランティアセンターの運営 ③ 地区社協活動 ④ 啓発・広報事業 など、事業費の一部を補助 	<p>地域での孤立、高齢化など、福祉課題が複雑化する中、地域で協力して課題解決につなげていくために、市社協の活動は重要度を増しています。</p> <p>今後、市社協が住民の信頼を得ながら、一層の発展を図るために、効率的な事業運営が必要です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉相談室の開設準備 地域住民、専門機関等の重層的ネットワークの構築を目指し、その拠点となる地域福祉相談室の平成26年度開設に向けた準備 ・成年後見制度の利用促進・周知啓発と成年後見センターの平成26年度開設に向けた準備 	

*1 サロン活動：歩いていける身近な場所で、住民（ボランティア）と利用する人々が一緒に楽しい時間を過ごし、仲間づくりをする「たまり場」です。

- ※ 2 **見守り活動**：身近な地域に住む高齢者や障害者一人に対して、3～4人程度の近隣の方（ボランティア等）が担当して行う見守りや訪問活動（概説 社会福祉協議会 全国社会福祉協議会発行より）で、市内でもいくつかの地域で見守り活動が展開されています。また、児童の通学時に交差点などで見守りをしている活動も安全・防犯の見地からではありますが、見守り活動の一つと言えます。
- ※ 3 **地域福祉ネットワーク会議**：一般的に民生委員児童委員、福祉施設、事業者、行政、市社協などの地域の福祉関係者が、地域の課題解決のために協議する場を言います。
鎌倉市では、玉縄地区社協が地域の高齢者や要援護者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、必要な支援について、地区社協、福祉施設、市社協、行政などの関係者が集まり、方策を協議する場として「玉縄地域福祉ネットワーク会議」が運営されています。

2 市社協の主な取組みと成果及び課題

主な取組み（市社協）	推進状況	今後の課題
第3次地域福祉活動計画 目標1（「地域で集う場に参加しよう」）に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で集う「会食会」や「サロン活動」「世代間交流行事」など人が集う場に、催事用品等の貸し出し（283件）や場所探し、講演者の紹介などの協力 ・9地区社協に対して助成金を交付するなど資金面での支援を実施（助成総額5,530千円） ・「世代間交流事業」の推進と「共に生きる社会づくり」の実現をめざして「鎌倉福祉まつり」を開催（入場者数1,763人） 	<p>見守り、支え合いにつながる集いの場を地域で定着、発展させていくため、人材、財源の確保など運営面の継続的な支援が必要です。</p> <p>地区社協活動のさらなる発展、充実を図るために、財政支援の継続と先進的な取組みへの支援が必要です。</p>
第3次地域福祉活動計画 目標2（「いつでも相談しよう」）に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の専門職員による相談や、弁護士相談（年間件数15件）の実施 ・市社協単独での対応が困難なケースには、公的制度や地域の社会資源を活用した相談援助支援の実施 ・低所得世帯等に対する自立更生に必要な各種資金の貸付事業の実施（生活福祉資金相談件数715件） ・自己判断能力が不十分な方々に対する日常的金銭管理サービス「日常生活自立支援事業」の実施（自立支援14件） ・権利擁護^{※4}体制の強化を図るため成年後見センターの設立準備を進めるとともに、設立後の幅広い活用を促すため積極的なPR活動の実施 	福祉課題の速やかな解決に繋がる、地域住民、民生委員児童委員、福祉事業者、団体等、行政による支援のネットワークづくりが必要です。

- ※ 4 **権利擁護**：判断能力が十分でない、または判断はできても身体の障害などのために自己の権利を使ることが困難な高齢者や障害者等に対しての人権侵害、権利侵害が生み出されやすくなっています。そうした方々に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うことです。

主な取組み（市社協）	推進状況	今後の課題
第3次地域福祉活動計画 目標3（「気軽に近所の人たちとつながろう」）に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ネットワーク会議や地域福祉懇談会など、地域課題の解決に向けた会議等への積極的な支援 ・小地域における福祉ネットワークづくりへの支援の充実を図るため、地区社協、自治・町内会が実施する身近な地域での見守り活動への協力（大町地区2件） ・青年会議所との協働による災害時の支援ネットワークの構築を目指した災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 	<p>地域の福祉活動をより多くの住民に周知し、地域福祉への関心度を高める必要があります。</p> <p>見守り、支え合いにつながる集いの場を地域で定着、発展させていくため、人材、財源の確保など運営面の継続的な支援が必要です。</p> <p>情報交換会等、団体間の交流の機会を設け、福祉活動の活性化を図る必要があります。</p>
第3次地域福祉活動計画 目標4（「福祉活動に参加しよう」）に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動・市民活動への参加のきっかけとするため、ボランティア連絡協議会との連携による「ボランティア研修会」の共催 ・市内小中学校における福祉教育の実施（小学校2校 延べ2件、中学校8校10件 延べ12件） ・精神保健福祉ボランティア講座運営委員会への協力や、かまくらサマースクール実行委員会への開催協力 ・ボランティアグループの活発な活動を支援するための活動資金助成 ・個人やサークルが安心してボランティア活動ができるように、ボランティア保険への加入を促進（保険加入件数2,298件） 	<p>地域の福祉活動をより多くの住民に周知し、地域福祉への関心度を高めていく必要があります。</p> <p>教育機関、当事者団体等との協力関係を強固にする必要があります。</p> <p>活動中の事故対応など、リスクマネジメントに対する認識を高める必要があります。</p>
第3次地域福祉活動計画 目標5（「暮らしを支える人になろう」）に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合い（助け合い）活動や見守り活動に関する研修会の開催（民生委員児童委員対象 3件）や他団体等への開催支援 ・小・中学校が行う福祉教育（高齢者疑似体験、車椅子体験、聴覚障害、朗読録音体験、フロアバーボール、手話体験、高齢者施設体験、ボランティアについてなど）に関する相談や、講師紹介等、支援の実施 	<p>地域の福祉活動をより多くの住民に周知し、地域福祉への関心度を高めていく必要があります。</p> <p>教育機関、当事者団体等との協力関係を強固にする必要があります。</p>

主な取組み（市社協）	推進状況	今後の課題
第3次地域福祉活動計画 目標6（「情報を上手に活用しよう」）に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報収集・提供機能の充実を図るため、広報紙「かまくら社協だより」を市内全戸に配布 発行回数及び部数（年4回、77,000部／回） ・市社協ホームページの情報発信の充実を図るため、各種イベントや福祉関係団体等情報を掲載 	<p>地域のニーズなどに応じたきめ細やかな情報提供が必要です。</p> <p>ホームページの充実や広報紙面の見直しが必要です。</p> <p>広範かつ即時性のある情報提供の検討が必要です。</p>



第3章 計画の考え方

1 基本理念

「つながり支え合う安心のまち かまくら」

近年の社会・経済状況は大きく、しかも早く変化しており、福祉を巡る状況では、高齢者や児童に対する虐待、ひきこもり、孤独死など、課題への迅速かつきめ細かな対応が求められています。一方、地域の福祉活動に取り組んできた地域住民をはじめとする「支える側」でも、人材不足や高齢化などの課題が深刻です。

市内の各地域では、住民同士または地区社協、NPO団体やボランティア、障害のある方の関係者などで構成された当事者団体、福祉施設などが主体的に福祉活動に取り組んでいます。そうした活動をされている方々が、互いに連携し、協力し合うことによって、それぞれの活動がより活性化され、福祉の向上にもつながります。

計画策定に際し、アンケートやヒアリングを通じ、ご意見やご要望を聞かせていただく中で、地域の方や地域福祉を担う関係機関等で連携が図られていないことにより、対応が困難な課題が多く挙げられました。また、これまでの鎌倉市健康福祉プランにおける基本理念「共に生き、支え合う地域づくり」と市社協の第3次地域福祉活動計画の基本理念「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を踏まえ、基本理念を「つながり支え合う安心のまち かまくら」とし、本計画では、市内にある様々な資源や活動、さらに思いを「つなげる」ことに重点を置いて取り組むことで、地域福祉の推進を図っていくこととします。

2 地域福祉を進めるための5つの目標

本計画では、アンケートやヒアリングを踏まえ、基本理念の実現のために5つの目標に基づいて事業に取り組んでいきます。

目標Ⅰ「総合的な相談体制及び権利擁護体制の確立」

誰もが・いつでも・気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を持っているかなど必要な情報を分かりやすく提供し、各相談機関が連携して対応できる体制作りを進めます。また、地域において自立生活を送る上で重要な財産保全、金銭管理や各種支払い、福祉サービス利用手続き、苦情解決など権利擁護に関わる施策の充実を図ります。

目標Ⅱ「情報の収集と提供」

地域の様々な福祉課題を地域で共有することにより、福祉施設・事業者、支援団体、当事者団体等の「知ってもらいたい」という思いと、地域の住民や要援護者の「知りたい」という思いを繋げられるようにします。また、必要な福祉情報がスムーズに流れるよう、各種情報を効率的に収集し提供できる仕組みを作り、様々な福祉活動の活性化に繋げます。

目標Ⅲ「関係機関等との連携強化」

福祉分野だけでなく医療・教育分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体等が相互に連携し協力することで、それぞれが持つ機能を十分に発揮出来る仕組みを作ります。また、様々な地域組織、地元企業等との公私による連携も進めます。

目標Ⅳ「交流の促進」

今日、人間関係の希薄化や孤立が、重大な問題に波及している事例が多く生じています。年齢、性別、障害の有無や種類、活動分野に関わらず、「集い」「交流」する機会や場を積極的に提供します。

目標Ⅴ「人材の育成」

地域福祉を推進するには、地域の福祉活動を支える人材として、特に若い世代や専門知識のある方々が不可欠です。目標Ⅲの「関係機関等との連携強化」や目標Ⅳの「交流の促進」を通じて研修会、福祉教育、活動PRなどの人材の育成に取り組みます。



3 目標達成のための各主体の役割・取組み一覧

基本理念 つながり支え

目標達成のための各主体の役割・取組	目 標	総合的な相談体制及び権利擁護体制の確立	情報の収集と提供
住民・地域に期待される役割 ボランティア・NPO等に期待される役割 当事者団体に期待される役割 福祉施設・事業者に期待される役割 社会福祉協議会が果たす役割 鎌倉市が果たす役割	住民・地域に期待される役割	① 地区社協・民生委員・児童委員・福祉施設・当事者団体等の連携による地域相談・地域福祉ニーズの発見・見守り活動の仕組みづくり ② 地域福祉ニーズに呼応した地区ボランティア養成講座等の開催による活動参加者の拡大・支援者の支援体制の充実 ③ 地区社協代表者等の市域ケア会議への参画 ④ 市民後見人養成への協力（養成研修受講促進）	① 地域アセスメントの実施 ② 地区社協情報誌等での福祉情報の収集・発信 ③ 市社協への地域福祉ニーズ・活動情報の提供 ④ 災害時に備えた地域内諸組織での情報交換・情報共有 ⑤ 地域の福祉施設・事業者等との避難所等支援機能・利用者支援機能に関する協議・協定
	ボランティア・NPO等に期待される役割	① 団体・活動情報の市社協等への連絡発信 ② 各種相談機関の相談事業への協力や情報提供 ③ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画 ④ 把握したニーズの相談援助機関への橋渡し ⑤ 成年後見活用の啓発や市民後見人養成協力	① 市社協へのニーズ情報・活動情報の提供 ② ホームページ・情報誌等による活動情報の提供 ③ 各種会合への講師・説明者派遣による情報発信 ④ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画
	当事者団体に期待される役割	① 団体・活動情報の市社協等への連絡発信 ② 行政・社協等各種相談機関の相談事業への協力や情報提供 ③ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画 ④ 把握したニーズの相談援助機関への橋渡し ⑤ 成年後見活用の啓発や市民後見人養成協力	① 市社協へのニーズ情報の提供 ② ホームページ・情報誌等による活動情報の提供 ③ 各種会合に参画し自ら講師・説明者となることなどによる情報発信 ④ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画
	福祉施設・事業者に期待される役割	① 地区社協・民生委員・児童委員・福祉施設・当事者団体等の連携による地域相談・地域福祉ニーズの発見・見守り活動の仕組みづくり ② 身近なインテーク窓口から総合相談窓口へのつなぎ ③ 地区の懇談会などへの参画 ④ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画 ⑤ 成年後見制度の利用支援・法人後見の検討 ⑥ 相談支援ネットワークの形成	① 市社協へのニーズ情報・活動情報の提供 ② ホームページ・情報誌等による活動情報の提供 ③ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画・住民への避難所等支援機能・施設への利用者救出方法等の相互協定づくり ④ 住民・当事者・支援者等の拠点・活動への諸施設機能の貸出・提供 ⑤ 生活困窮者等の緊急宿所（シェルター）機能への取組み
	社会福祉協議会が果たす役割	① 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画 ② 分野を超えた総合相談窓口の開設及び相談事業所等と連携し生活支援につなげる運営 ③ 成年後見制度の利用支援・法人後見の実施 ④ 市民後見人の活動支援・育成 ⑤ 日常生活自立支援事業の充実 ⑥ 生活福祉資金貸付事業などによる生活支援 ⑦ 関係団体等による合同連絡会の開催	① 地域・支援団体・当事者団体等からの情報集約 ② 情報媒体を通じた地域の団体・活動・相談窓口情報の的確な発信 ③ デリバリー型情報発信の仕組みづくり ④ 福祉制度の動向紹介 ⑤ 個人情報の共有・取扱いのためのルール作り ⑥ 個人情報保護研修会の開催 ⑦ 会議や集いの場づくりに必要な資源の情報収集・提供
	鎌倉市が果たす役割	『新たな支援の仕組みづくりと福祉ニーズの把握』 ① 地域福祉相談室の運営・増設 ② 市社協が行う総合相談事業への支援 ③ 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の実施	『新たなコミュニケーションの構築』 ① 地域が作成する災害時避難行動要支援者支援プラン（個別支援プラン）への作成支援 ② ICT技術の活用による、新たな情報ツールの構築に向けた検討

合う安心のまち かまくら

関係機関等との連携強化	交流の促進	人材の育成
<p>① 地域のケア会議への参画 ② 住民・地域内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会の開催 ③ 地区社協活動に対する、市社協・ボランティア・NPO・民生委員児童委員・当事者団体・福祉施設・企業・各種団体等の協力・支援の要請</p>	<p>① 誰もが気軽に参加できるサロン等の開設 ② 分野別・対象者別ではない一元的な交流サロン等の実施による、世代間交流や障害理解の促進 ③ 子どもの学習支援の場・ひきこもりの人が集う場など地域ニーズに基づく新たな活動可能性の検討</p>	<p>① 福祉講座や研修会の開催 ② 交流行事などを通じた地域での児童・生徒の福祉教育への取組み ③ 学校・当事者団体・福祉施設等と連携したボランティア入門体験などの企画実施 ④ 福祉施設等と連携した「福祉のしごと」紹介 ⑤ 活動PRによる地域活動後継人材の募集・確保 ⑥ 活動を通じた後継人材の育成</p>
<p>① 地域のケア会議への参画 ② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画 ③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援 ④ ボランティア・NPO・支援団体の連絡協議会(分野毎・全体)の結成</p>	<p>① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への協力(ノウハウや機能・場の提供等) ② 住民や要援護者との交流の場づくり ③ 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応</p>	<p>① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催 ② 活動PRによる地域活動後継人材の募集・確保 ③ 活動を通じた後継人材の育成</p>
<p>① 地域のケア会議への参画 ② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画 ③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援 ④ 当事者団体の連絡協議会の結成</p>	<p>① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への参画・共催 ② 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応 ③ 当事者団体相互の理解を深めるための交流の場づくり</p>	<p>① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催 ② 活動PRによる地域活動後継人材の確保 ③ 活動を通じた後継人材の育成</p>
<p>① 地域のケア会議への参画 ② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画 ③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援 ④ 施設部会と事業者との連絡協議会(分野毎・全体)の結成 ⑤ 専門職員による地域住民への訪問支援など貢献事業の実施</p>	<p>① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への協力(ノウハウや機能・場の提供等) ② 住民と利用者の交流の場づくり ③ 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応 ④ ボランティアや子育て中の就職希望者などの一時受入れによる就労支援 ⑤ サロン活動への機材・物品の貸出し ⑥ 福祉施設・事業者による機材等の共同購入・管理による生活支援サービスの実施</p>	<p>① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催 ② 施設見学会などによる福祉教育および「福祉のしごと」紹介・啓発 ③ 地元の小・中・高校に出向いての福祉講座や体験交流の実施・福祉のしごとの魅力発信 ④ 認知症サポーター養成講座などの地域との共催呼びかけ ⑤ 専門職員の講師派遣 ⑥ 教育委員会と連携した福祉人材育成ネットワークの形成</p>
<p>① 地区毎の課題解決の場への参画 ② 地区社協による地域福祉懇談会等の開催支援 ③ 地区社協と地域の各種団体等との協力・支援体制づくりへの協力 ④ 地区社協による地域アセスメントへの支援 ⑤ 支援団体・当事者団体・事業者団体による連絡協議会の設置支援</p>	<p>① 地域におけるサロン活動や「集う場づくり」「交流」活動の提案及び支援 ② 「集う場」「交流の場」に参加されないニーズの把握と個別支援 ③ 地域と当事者団体などとの繋ぎ・橋渡し</p>	<p>① 地域福祉活動への参加者拡大 ② 地域福祉活動活性化のための人材交流 ③ 福祉活動ボランティア団体への財政的支援 ④ 福祉教育への啓発と支援 ⑤ 地域福祉人材の育成</p>
<p>『地域で見守り支えあうネットワークの構築』</p> <p>① 地域アセスメントへの支援 ② 地域ごとの地域福祉活動計画の作成を見据えた支援 ③ 地域福祉相談室の運営・増設 ④ 市社協が進める関係機関の連携・協働の仕組みづくりへの支援</p>	<p>『地域で集える場づくり』</p> <p>① 講師派遣や場の提供など、地域の集いの場づくりへの支援</p>	<p>『福祉啓発・人材育成の充実』</p> <p>① 地域福祉に関する啓発活動・講座・研修会の実施 ② 地域福祉活動の自立・継続に向けた支援</p>